

定 款

株式会社サンワカンパニー

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、株式会社サンワカンパニーと称し、英文では、s a n w a c o m p a n y l t d. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 建築資材の生産、加工、施工、販売及びその仲介業務
- (2) 装飾品・貴金属類の輸入販売、輸出販売及びその仲介業務
- (3) 建築資材の販売及びその仲介業務
- (4) 建築資材の輸入販売、輸出販売及びその仲介業務
- (5) 通信販売業
- (6) 建築工事、とび・土木工事、石工事業、造園工事に関する請負、設計及び監理
- (7) 建設工事、地域開発、都市開発、及び環境整備等のプロジェクトに関する調査、研究、測量、企画、評価、診断等のエンジニアリング及びマネジメント
- (8) 不動産の売買、賃貸、仲介、斡旋、保守、管理、鑑定及びその仲介業務
- (9) 土地の造成並びに住宅の建設
- (10) 自動車、中古自動車等車両の販売及び買取、リース、レンタル、輸出入並びに整備
- (11) 保守警備及び清掃業務
- (12) 廃棄物の収集、運搬、処理及び再利用、環境汚染状況調査及び環境汚染物質の除去
- (13) 宿泊施設、保養所、スポーツ施設、遊戯施設、文化施設、貸ホール、飲食店及び駐車場の経営
- (14) 貨物利用運送事業、海上運送事業及び内航海運業
- (15) 工業所有権、著作権、ノウハウ、コンピュータを利用したソフトウェア等の取得、開発、実施許諾及び販売
- (16) 保険の募集に関する業務
- (17) 労働者派遣事業
- (18) 代金収納代行
- (19) コールセンター代行業務
- (20) 倉庫業
- (21) 酒類の販売
- (22) アパレル、アクセサリー、雑貨等の企画・販売
- (23) 皮革製品の出張又は店頭での磨き、修理
- (24) 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を大阪市に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役の他、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告の方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、48,000,000株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の1単元の株式数は、100株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第8条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次の各号に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。

(株式取扱規程)

- 第10条 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取りその他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

- 第11条 当会社は、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
- 2 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者としてすることができる。

第3章 株主総会

(招集)

- 第12条 当会社の定時株主総会は、毎年12月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。
- 2 当会社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。

(株主総会資料の電子提供)

- 第13条 当会社は、株主総会の招集に際し、会社法第325条の2に定める電子提供措置をとる。
- 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち、法務省令で定めるものの全部または一部について、基準日までに会社法325条の5に定める書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないこととする。

(招集者及び議長)

- 第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長若しくは取締役社長がこれを招集し、その議長となる。
- 2 取締役会長及び取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主又はその法定代理人は、当会社の議決権を有する株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 前項の場合には、株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第17条 当会社の取締役は7名以内とする。

(取締役の選任の方法)

第18条 当会社の取締役は、株主総会において選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 増員により、又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第20条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。

3 取締役会は、その決議によって取締役社長1名を選定し、取締役会長1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集者及び議長)

第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集手続)

第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。

(取締役会の決議の方法)

第23条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第24条 当社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第25条 取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役との責任限定契約)

第26条 当社は会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、あらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第5章 監査役及び監査役会

(監査役の員数)

第27条 当社の監査役は5名以内とする。

(監査役の選任の方法)

第28条 当社の監査役は、株主総会において選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1

以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第29条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第30条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集手続)

第31条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催できる。

(監査役会の決議の方法)

第32条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会規程)

第33条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役との責任限定契約)

第34条 当社は会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、あらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任の方法)

第35条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第36条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第37条 会計監査人の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第38条 当会社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第39条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第40条 前条の場合において、当会社の剰余金の配当の基準日は、毎年9月30日、3月31日とする。

2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第41条 配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

2 未払の配当金には利息をつけない。

附則

第1条 削除

(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)

第2条 現行定款第13条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の

削除及び変更案第13条（株主総会資料の電子提供）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書に定める施行の日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、施行日から6月以内の日に開催する株主総会については、現行定款第13条はなお効力を有する。
- 3 本条は、施行日から6月を経過した日又は前項の株主総会の日から3月を経過した日のいずれか遅い日をもって、これを削除するものとする。